

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーションといった新たな観光・宿泊様式の入りに向けた環境整備を促進するため、施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大山先導師会旅館組合に属する先導師旅館(以下「宿坊」という。)を営む者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、宿泊者が無料で利用が可能な無線LAN整備に係る事業とする。ただし、市その他の団体から補助金を受けている事業は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第1のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、補助対象経費に別表第1の補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表第1の上限額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付申請書(第1号様式)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する市の会計年度の2月28日までとする。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請及び承認)

第9条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めるときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更承認通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付決定額に変更を伴う場合は、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めるときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により、適当であると認めなかったときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更不承認通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(中止、廃止の承認)

第10条 第8条第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止承認申請書(第10号様式)に中止、廃止の内容及び理由を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止、廃止が適当であると認めるときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書(第11号様式)により、適当であると認めなかったときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止不承認通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げができる期間)

第11条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定を行った後、交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付決定事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付請求書(第13号様式)に大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金決定通知書又は大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付決定通知書の写し並びに補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 第7条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、補助対象事業の終了後20日を経過した日までに、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金実績報告書(第14号様式)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなすものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金確定通知書(第15号様式)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずる場合は、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金返還通知書(第16号様式)により期限を定めて通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第20条第3号の規定により市長が定める財産の種類は無線LAN機器とし、同条ただし書の規定により市長が定める期間は5年とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年10月26日告示第125号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。
（要綱の失効）
- 2 この告示は、令和3年3月31日をもって失効する。ただし、この告示の失効までに補助金の交付を受けた者に対する第16条の適用については、同日以降も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条、第5条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 上限額 |
|---|------|-----------------|
| 1 ネットワーク回線設置に係る費用 | 4分の3 | 1宿坊当たり 300千円 |
| 2 無線LAN機器の購入に係る費用 | | |
| 3 設置工事費（ルート調査費、開通工事費、配線工事費、機器設定費など、無線LAN環境の整備に必要と認められる費用） | | |
| 4 その他補助金の交付の目的に適合すると市長が認めたものの整備に係る費用 | | |

備考 補助事業実施後に必要となる通信費、機器のメンテナンス費用等の運用経費は補助対象外とする。

別表第2（第6条関係）

| 補助金交付申請書添付書類 |
|---------------------------------|
| 1 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し） |
| 2 施設内整備の場合、機器等整備箇所がわかる図面 |
| 3 施設外整備の場合、機器等整備場所がわかる位置図 |
| 4 整備前の写真 |
| 5 その他市長が必要と認める書類 |

別表第3（第12条関係）

| 補助金実績報告書添付書類 |
|---|
| 1 補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し） |
| 2 補助事業に係る支出を証する書類（請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等）の写し |
| 3 納品書等成果物の受渡しを証する書類の写し |
| 4 整備後の写真 |
| 5 その他市長が必要と認める書類 |

第1号様式（第6条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
申請者名

印

次のとおり補助事業を実施したいので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 事業計画

| | |
|------------------|--|
| 先導師旅館（宿坊） の名称 | |
| 上記の所在地 | |
| 整備内容 | |

2 交付申請額

円（千円未満切捨て）

[交付申請額の積算]

| 費用の内容 | 補助対象経費 |
|--------------------|--------|
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 計 | 円 |
| 補助対象経費の計に4分の3を乗じた額 | 円 |

※消費税及び地方消費税は除く。

※別途、補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し）を添付すること。

3 整備事業の着手及び完了の予定日

| | |
|--------------|-------|
| 事業の着手予定日（*1） | 年 月 日 |
| 事業の完了予定日（*2） | 年 月 日 |

(*1) 機器等設置事業者との契約予定日（複数事業者と契約する場合はいずれか早い日）とする。

(*2) 補助事業に係る機器等の設置が全て完了する日又は補助事業に係る支出が全て完了する日のいずれか遅い日とする。ただし、申請年度終了の日を越えて指定することはできない。

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付決定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金の交付については、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定により次のとおり決定したので、規則第8条の規定により通知します。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請書記載のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から令和3年2月28日までとします。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (6) 補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (7) その他、規則及び大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、要綱第13条の規定により、市長に提出しなければなりません。

4 補助事業により取得し又は効用が増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

事務担当は、

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金不交付決定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、）

第4号様式（第9条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
申請者名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の理由

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更承認通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで変更承認申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業については、承認することとしたので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（事務担当は、 ）

第6号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更不承認通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで変更承認申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

事務担当は、

第7号様式（第9条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
申請者名

㊞

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので申請します。

- 1 交付申請額（変更後）
円（千円未満切捨て）

[交付申請額（変更後）の積算]

| 費用の内容 | 補助対象経費 |
|--------------------|--------|
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 計 | 円 |
| 補助対象経費の計に4分の3を乗じた額 | 円 |

※消費税及び地方消費税は除く。

※別途、補助対象経費の算定根拠（機器等設置事業者の見積書等の写し）を添付すること。

- 2 変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

- 3 変更の理由

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付決定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金の交付については、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定により次のとおり決定したので、規則第8条の規定により通知します。

| | |
|-----------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 既決定額 | 円 |
| 今回変更交付決定額 | 円 |

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更交付申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金の交付は、実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付決定通知書のとおりとします。

（事務担当は、）

第9号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金変更不承認通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のありました大山ワーケーション無線LAN整備支援補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

事務担当は、

第10号様式（第10条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

申請者名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので、申請します。

1 中止・廃止の内容


2 中止・廃止の理由

第11号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止
承認及び交付決定取消通知書

様

伊勢原市長 

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（ 事務担当は、 ）

第12号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金中止・廃止不承認通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、

第13号様式（第12条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
申請者名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金を交付されたく、次のとおり請求します。

- 1 交付 決定・確定 額 円
- 2 既交付額 円
- 3 請求額 円
- 4 振込先

| | | |
|-----------------|-------------------------|-----------------------|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 農協 信漁連 | 本店 支店 支所 出張所 |
| 預金種別 | 普通 | 当座 |
| 口座番号 | | |
| (フリガナ) 口座名義人 | | |

第14号様式（第13条関係）

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
申請者名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金に係る事業の実績について、次のとおり報告します。

1 整備結果

| | |
|------------------|--|
| 先導師旅館（宿坊） の名称 | |
| 上記の所在地 | |
| 整備内容 | |

※別途、成果物等を証するもの、写真等を添付すること。

2 補助事業の実績

| 費用の内容 | 補助対象経費 |
|--------------------|--------|
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 計 | 円 |
| 補助対象経費の計に4分の3を乗じた額 | 円 |

※消費税及び地方消費税は除く。

※別途、補助対象経費の算定根拠、支出を証する書類（見積書、請求書、領収書（証）、金融機関の受付印のある振込用紙等の写し）を添付すること。

3 整備事業の着手日及び完了日

| | |
|-------------|-------|
| 事業の着手日 (*1) | 年 月 日 |
| 事業の完了日 (*2) | 年 月 日 |

(*1) 機器等設置事業者との契約日（複数事業者と契約した場合はいずれか早い日）とする。

(*2) 補助事業に係る機器等の設置が全て完了した日又は補助事業に係る支出が全て完了した日のいずれか遅い日とする。ただし、申請年度終了の日を越えることはできない。

第15号様式（第14条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金確定通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付け大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付決定通知により交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

事務担当は、

第16号様式（第14条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金返還通知書

様

伊勢原市長 印

年 月 日付け大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金交付決定通知により交付決定した補助金について、大山ワーケーション等無線LAN整備支援補助金要綱第15条の規定により返還を求めます。

- 1 返還金額 円
- 2 返還事由
- 3 返還期限
- 4 返 還 先

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

事務担当は、